

(学生・教職員の皆様へ) 新型コロナウイルス感染への対応指針について
[注意喚起：第9報]

令和2年3月11日、世界保健機構（WHO）は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を受け「パンデミック」宣言を実施しました。新型コロナウイルス感染は世界中で拡大の一途を辿っており、日本国内においても全国的に感染者が増加しています。

外務省より発出されるコロナウイルスに対する感染症危険情報レベルは、3月31日時点で、全世界に対してレベル「2」（不要不急の渡航中止）及び「3」（渡航中止勧告）が発出されています。

日本国内においても、感染者数は日々増大しており、厚生労働省からは3月28日に、新型コロナウイルス感染症に対し今後講じるべき対策の準拠となる統一的指針として、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が示されました。（4月17日付けで改正）

また、4月7日付けで政府より発出された、改正新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言において、政府は4月16日その対象地域を全国へと拡大したうえで、特に重点的に感染拡大防止の取り組みが必要である地域として、北海道、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県の13都道府県を「特定警戒都道府県」として位置づけました。

については、本学における新型コロナウイルス感染への対応について、以下に記載しますので、当該基本方針を踏まえ、感染防止に努めるようお願いいたします。

ただし、新型コロナウイルス感染防止に関する本学及び社会における対応状況は日々変化していますので、定期的な最新情報の確認をお願いします。

- ※1 学生に関する記載は、以下、赤字で記載しておりますので、注意して確認ください。
- ※2 本対応指針で記載する「所属学部・研究科等の事務」とは、学生の場合は各部署の学務担当、教職員の場合は各部署の総務担当を示します。

1. 感染症予防について

- 通常の感染症予防（流水と石けんによる手洗い、アルコールによる手指消毒、マスク等の咳エチケット）を徹底すること
- 当面の間、不要不急の外出は控えること
- 外出する場合は、可能な限り人ごみを避けること
- 特に夜間を含め、「密閉空間」、「密集した場所」、「密接した会話」の「3密」に該当する場所を避けること（事例：夜間から早朝にかけて営業しているバーやナイトクラブ、接客を伴う飲食店業への出入り、カラオケ・ライブハウスへの出入り、多人数での会食等）
- 通学、通勤時は可能な限りマスクを着用すること
- 咳やくしゃみなどの症状がある時には、常時マスクを着用すること
- 建物に入る時は、手洗いや手指消毒剤による衛生管理を行ってから入室すること
- 糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方は、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすいとされているため、特に感染症予防に留意するとともに、必要に応じて主治医と相談すること

2. 新型コロナウイルスの感染等への対応について

① 軽い発熱等の風邪症状がある者

- 軽い発熱や咳などの症状が見られる場合は、当該症状が完治するまで、勤務措置については、教職員は特別休暇（有給）とします。
学生の場合も同様に、発熱や咳などの症状がみられる場合、当該症状が完治するまでは、公欠とします。

＜教職員の特別休暇について＞

令和2年3月6日付け学長通知「新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の特別休暇（有給）の適用について」に基づき、特別休暇（有給）を適用します。

② 発熱（37.5℃以上）等の風邪症状がある者

○風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く（解熱剤を飲み続けなければならない場合も含む）、または、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、『帰国者・接触者相談センター』（以下、相談センター）（別途記載）に相談し、その指示に従ってください。

○相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することは控えてください。

○相談センターから受けた指示を含め、本人等から、**電話で所属学部・研究科等の事務へ連絡してください。**また、所属学部・研究科等の事務は連絡を受けた場合、学生に関しては保健管理センター、教職員は給与福利グループへ報告してください。

○診断の結果、**新型コロナウイルスに感染していることが確認された場合は、登校・出勤せずに、電話で所属学部・研究科等の事務へ連絡してください。**所属学部・研究科等の事務は、連絡を受けた場合、学生に関しては保健管理センター、教職員に関しては給与福利グループへ報告してください。

○新型コロナウイルスへの感染が確認された方の通学、勤務措置については、療養後、**治癒を証明する主治医の診断書が提出されるまで、登校禁止または就業禁止（有給）とします。**

※学生及び教職員の新型コロナウイルス感染疑いに関して、休む場合のフローチャートを併せて公開いたします。

③ 新型コロナウイルスの感染者に濃厚接触したと疑われる場合

○下記の事例に該当するなど、感染者に濃厚接触して自分自身が感染した可能性が高いと判断される場合は、躊躇せず電話で所属学部・研究科等の事務へ相談して、その指示に従ってください。また、所属学部・研究科等の事務は連絡を受けた場合、保健管理センターと相談のうえ協議してください。なお、個人情報の取扱については、特段の配慮をもって対応いたします。

（例1）生活を共にしている家族、またはそれに準ずる人が感染者、若しくは検査対象者になった場合

（例2）感染が確認された施設や乗り物に同じ時間帯にいたなど、感染の可能性が高いと思われる場合

（例3）参加せざるを得なかった会議、会合等の参加メンバーから、後日、感染者の発生が確認された場合

（例4）保健所から連絡があり、検査等を勧められた場合

3. 海外渡航について

**○海外への渡航については、原則禁止といたします。
解除時期については、厚生労働省・外務省等の動向を見て判断するものとします。**

○既に海外渡航済の者は、帰国後は、体調の変化に充分注意し、下記「4. 帰国後の医療相談について」に従ってください。

4. 帰国後の医療相談について

【1】入国時点で発熱（37.5℃以上）や咳等の風邪症状がある者

- 速やかに入国した空港等の検疫所に報告し、その指示に従ってください。
- また、検疫所あるいは紹介された医療機関から受けた指示を含め、**本人等から、電話で所属学部・研究科等の事務へ連絡してください。**所属学部・研究科等の事務は、連絡を受けた場合、学生に関しては保健管理センター、教職員に関しては給与福利グループへ報告してください。

【2】入国時点で無症状または軽い発熱等（37.5℃未満）の者

- 海外から帰国後翌日から14日間は不要不急の外出を控え、毎日、体温測定等、健康状態を厳重に観察してください。入念な体調観察を行うとともに、自宅待機（自宅学習等）としてください。自宅待機期間の取扱については、教職員は就業禁止（有給）、学生は公欠とします。
- 学生、教職員は、**本人等から所属学部・研究科等の事務へ連絡してください。**所属学部・研究科等の事務は、連絡を受けた場合、学生に関しては保健管理センター、教職員に関しては給与福利グループへ報告してください。
- 帰国後14日間の観察期間内に発熱等の風邪症状が出た場合は、
 - ・軽い発熱の場合は、
上記、**2. 新型コロナウイルスの感染等への対応について** ①に基づいて行動してください。
 - ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いた場合は、
上記、**2. 新型コロナウイルスの感染等への対応について** ②に基づいて行動してください。

5. 県外への移動及び県外からの移動について

5-1 学生の場合

- 自宅学生及び下宿学生ともに、香川県内から県外への移動は、禁止します。**
また、県外から通学する本学学生についても、居住地から県外（本学を含む）への移動は禁止します。十分な感染回避の行動を心がけたうえで、5月7日の遠隔講義授業開始に向けて準備を整えてください。
ただし、**やむを得ず、県外へ移動を行う場合は、事前に所属学部・研究科等の事務へ①移動目的及び②移動経路も含めて連絡してください。**
- 県外から居住地へ帰着後は、所属学部・研究科等の事務へ帰着したことを連絡し、居住地到着後翌日から14日間は不要不急の外出を控え、毎日、体温測定等、健康状態を厳重に観察するとともに、自宅待機（自宅学習等）としてください。**
- 同居するご家族がやむを得ず、県外との間を移動しなければならない場合については、特段のご注意を払っていただけるようお願いいたします。**

5-2 教職員の場合

- 香川県内から県外への移動は、禁止します。**
ただし、通勤、地域医療支援のための隣県から香川県への移動及び香川県から隣県への移動隣はその限りではありませんが、十分な感染回避の行動を心がけてください。やむを得ず、隣県を除く県外へ移動を行う場合は、事前に所属学部・研究科等の事務へ①移動目的及び②移動経路も含めて連絡してください。
- 隣県を除く県外から香川県へ帰着後は、所属学部・研究科等の事務へ連絡するとともに、体調の変化がないか入念な観察を行ってください。特に、特定警戒都道府県から帰着した場合は、香川県到着後翌日から14日間は不要不急の外出を控え、毎日、体温測定等、健康状態を厳重に観察するとともに、自宅待機してください。**自宅待機期間の取扱については、就業禁止（有給）とします。

○同居するご家族がやむを得ず、県外との間を移動しなければならない場合については、特段のご注意を払っていただけるようお願いいたします。

濃厚接触が疑われる場合は、

2. 新型コロナウイルスの感染等への対応について ③に基づいて行動してください。

○県外に居住する非常勤講師が行う授業は、遠隔配信による授業以外は中止とします。

○帰着後、発熱等の症状があった場合は、

2. 新型コロナウイルスの感染等への対応について ①②に基づいて行動してください。

○解除時期については、政府及び関係省庁等の動向を見て判断するものとします。

※本文内容をもって、令和2年3月31日に本学教職員に向けて発出した「感染拡大地域に訪問歴のある職員に対する体調確認期間の確保について（依頼）」文書の特記事項については廃止します。

6. 教職員の在宅勤務について

○テレワークを実施する場合、本学の情報セキュリティポリシーを遵守した上で、実施することとします。

7. 香川大学への入学等を希望されている留学生等の受入方針について

○以下のページを確認してください。

香川大学への入学等を希望される留学生等の皆様へ
<https://www.kagawa-u.ac.jp/kuio/24793/>

8. 学生活動について

○サークル活動については、下記活動を5月6日まで全面禁止します。

- ・学内外における全サークル活動
- ・飲食を伴う行事
- ・合宿、遠征
- ・対外試合、演奏会、ライブ等
- ・対面でのコミュニケーションが前提となる行事（ワークショップ等）
- ・対面による新入生勧誘活動

ただし、課外活動・運動施設等を個人が利用する場合は、感染予防に十分注意しての利用は認めます。

9. 諸行事の開催について

○令和2年4月1日の新型コロナウイルス感染症対策専門会議で、イベント等の開催について、「人の集まるイベントや「3つの密」を徹底的に回避する対策をしたうえで、感染拡大のリスクの低い活動については、実施する」との見解が改めて示されたことに伴い、**香川大学主催の不特定多数が集まるイベントは中止とし、5月6日まで継続するものとします。**

本学以外の主催イベント等への学生及び教職員の参加についても、同様の要請をするものとします。

○今後、政府等の方針及び地域の状況に応じて、日々状況が大きく変化する場合があります。最新情報に即して、新たな対応を取る場合は、香川大学 HP でお知らせいたしますので、定期的な確認をお願いします。

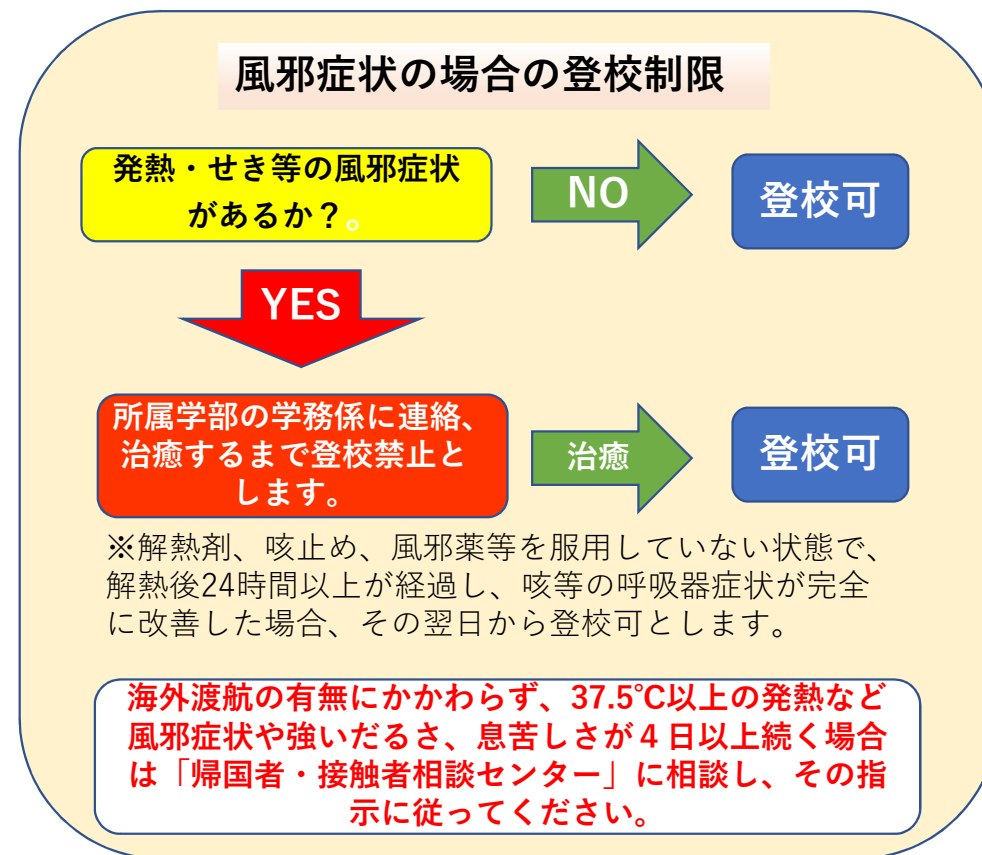
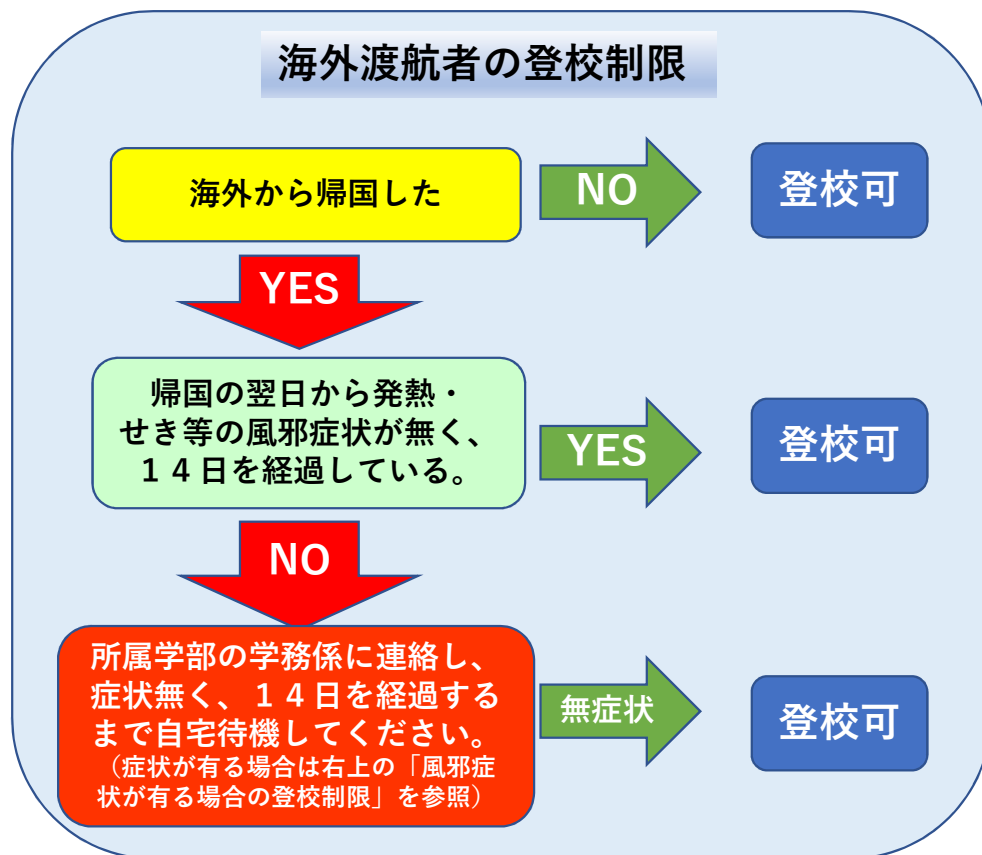
※学生に関する記載は赤字で記載しておりますので、注意して確認ください。

令和2年4月20日
危機対策本部長
寛善行

- 保健所感染症電話相談窓口（帰国者・接触者相談センター）
（8時30分～17時15分）
 - 小豆保健所：0879-62-1373
 - 東讃保健所：0879-29-8261
 - 中讃保健所：0877-24-9962
 - 西讃保健所：0875-25-2052
 - 高松市保健所：087-839-2870
 - 岡山市保健所：086-803-1360（平日9時～17時）
 - 倉敷市保健所：086-434-9810（平日9時～17時）

<<関連情報ホームページ>>

- 新型コロナウイルス感染症に関する情報（香川県）
https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/dir1/dir1_6/dir1_6_2/wt5q49200131182439.shtml
- 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（厚生労働省）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599698.pdf>
- 新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- 文部科学省新型コロナウイルス対策特設ページ
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/
- 外務省海外安全ホームページ
<http://www.anzen.mofa.go.jp>
- 国立感染症研究所ホームページ
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>
- 外務省「たびレジ」登録サイト
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>



新型コロナウイルス感染症に関する事務連絡チャート

【教職員対応】

風邪症状の場合の出勤制限

※海外から帰国の際は、「海外から帰国後の対応について」の流れに沿って対応すること

発熱・咳等の症状がある。

YES

37.5℃以上の発熱などの風邪症状、強いだるさ、息苦しさが4日以上続く。

YES

「帰国者・接触者相談センター」に相談し、その指示に従う。

◆所属部局の総務担当に連絡◆

NO

NO

出勤可

出勤不可
治癒するまでは
特別休暇

◆所属部局の総務担当に連絡◆

◆連絡を受けた所属部局の総務担当は、事務連絡フォーマットに、確認事項を記載し、給与福利グループへ連絡すること。

※解熱剤、咳止め、風邪薬等を服用していない状態で、解熱後24時間以上が経過し、咳等の呼吸器症状が完全に改善した場合、その翌日から出勤可とします。

海外から帰国後の対応について【教職員対応】

【令和2年3月16日から実施】

